

# 月報私学

3 2009

VOL.135

日本私立学校振興・共済事業団広報



日本武道館における日本大学卒業式（午前の部）  
写真提供：学校法人日本大学（東京都千代田区）

## CONTENTS

- 平成21年度 私学関係予算(案)の概要 ..... 2
- 平成21年度 融資事業のご案内 ..... 5
- 「自己診断チェックリスト《大学・短大編》平成20年度版」のホームページ掲載について .. 6
- 平成21年度における保健事業の見直し(予定) /  
75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員に対する保健事業の実施について(予定) /  
共済業務に関する電話での相談サービス..... 7
- 平成21年度の掛金率(見込み) ..... 8
- 貸付金を即時償還する際の払込取扱票が変わります..... 9
- 採用時の手続き..... 10
- みんなのしがきょうさい 私学共済制度の基礎知識① ..... 12
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内..... 16

# 平成二十一年度 私学関係予算(案) の概要

昨年十二月二十四日の閣議で平成二十一年度政府予算案が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算として、私学助成関係予算案、幼児教育関係予算案（私立幼稚園に関する主な予算）、専修学校関係予算案の概要を掲載します。

## 私学助成関係予算(案)

二十一年度私学助成関係予算(案)については、表1のとおりです。

私立大学等の経常費に対する補助については、対前年度三〇億八、六〇〇万円減の総額三、二一七億八、二〇〇万円となっています。このうち、「一般補助」は二、一一五億六、八〇〇万円、「特別補助」は一、一〇二億一、四〇〇万円となりました。「特別補助」では、教育の質の向上、地域活性化への貢献、国際化の推進、学生の就学・就職支援等の取り組みを重点的に支援するとして、新たなメニューの新設や該当する項目への増額を行っています。

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助については、教育振興基本計画を踏まえた特色ある教育を行う学校に助成を行う都道府県に対して補助の充実を図るとして前年度同額の一、〇三八億五、

〇〇〇万円が計上されています。

私立大学等における教育研究装置・施設の整備費に対する補助については、九二億六、八〇〇万円(対前年度一二億八、九〇〇万円減)となっています。二十一年度においては、私立学校施設の耐震化を促進するため、大規模地震により倒壊する危険性が高い施設に対して私立高校等の耐震改修事業の補助率を引き上げる(三分の一→二分の一)とともに、低炭素社会の実現に向けた施設設備に対して支援する「エコキャンパス推進事業」を創設するとしています。さらに、私立大学等の情報化を一層推進するため、「情報通信施設」(既存施設のマルチメディア対応施設への改造)及び「情報通信装置」(学内LAN等)が「ICT活用推進事業」に統合されます。

私立学校施設高度化推進事業費補助(利子助成)については、私立学校施設の耐震化を一層促進するため、二十一年度及び二十二年度に融資を受ける老朽校舎等の建替え整備事業について、利子助成率を引き上げ、学校法人負担率を現行より〇・五%優遇するとされました。

日本私立学校振興・共済事業団補助については、基礎年金拠出金国庫負担割合が三分の一+千分の三二から二分の一相当に引き上げられたことにより、長期給付事業にかかる費用の補助が大幅に増額されました。その結果、九三二億二、八〇〇万円(対前年度比二八七億八、五〇〇万円増)が計上されています。

表1 平成21年度 私学助成関係予算額(案) 一覧

(単位：百万円)

事 項	20年度 予算額	21年度 予算額(案)	比較増 △減額
私立大学等経常費補助	324,868	321,782	△3,086
1. 一般補助	213,597	211,568	△2,029
2. 特別補助	111,271	110,214	△1,057
私立高等学校等経常費助成費等補助	103,850	103,850	0
1. 一般補助	91,596	92,039	443
2. 特別補助	9,559	9,360	△199
3. 教育改革推進モデル事業	201	0	△201
4. 特定教育方法支援事業	2,494	2,451	△43
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助	10,557	9,268	△1,289
私立高等学校等施設高機能化整備費補助	2,078	2,038	△40
私立大学等研究設備整備費等補助	6,269	6,195	△74
1. 私立大学等研究設備等整備費補助	5,269	5,195	△74
2. 私立高等学校等IT教育設備整備推進事業	1,000	1,000	0
私立学校施設高度化推進事業費補助(利子助成)	1,177	1,177	0
日本私立学校振興・共済事業団補助	64,443	93,228	28,785
日本私立学校振興・共済事業団貸付事業 (うち財政融資資金)	60,000 (16,300)	60,000 (16,300)	0 (0)

幼児教育関係予算(案)

二十一年度幼児教育関係予算(案)は、総額五十一億四、五〇〇万円(対前年度比一二億九、一〇〇万円増)となっています。

私立幼稚園に関する主な予算の概要については表2のとおりです。

幼稚園就園奨励費補助については、私立幼稚園の補助単価の引き上げと第二子以降の保護者負担の軽減により、二十一年度予算(案)においては、二〇三億九、七〇〇万円(対前年度比一一億八、五〇〇万円増)となっています。

新規事業である「幼稚園教育理解推進事業」については、三、六〇〇万円が計上されています。

私立幼稚園設備費補助は、一〇億九、七〇〇万円となっていますが、喫緊の課題である耐震化等のため二十年度補正予算で措置された二三億八、九〇〇万円を合算すると、三四億八、六〇〇万円となります。

また、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援として概算要求された、認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業については、二十年度補正予算で前倒し計上されることとなりました。

私立幼稚園に対する経常費助成費補助については、「幼稚園特別支援教育経費」などについて充実が図られ、三三五億三、三〇〇万円(対前年度比九、五〇〇万円増)となっています。

表2 平成21年度 幼児教育関係予算額(案)の概要

(単位:百万円)

区分	20年度 予算額	21年度 予算額(案)	比較増 △減額	備考
幼児教育関係予算総額	53,854	55,145	1,291	約2.4 %増

(単位:百万円)

区分	20年度 予算額	21年度 予算額(案)	比較増 △減額	備考
1. 幼稚園就園奨励費補助	19,212	20,397	1,185	約6.2 %増 ※20年度→21年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 146,200円→153,500円 (7,300円増)</li> <li>II 市町村民税所得割非課税世帯 110,800円→116,300円 (5,500円増) (年収290万円以下) ※</li> <li>III 市町村民税所得割課税額 (34,500円以下) 84,200円→88,400円 (4,200円増) (年収360万円以下) ※</li> <li>IV 市町村民税所得割課税額 (183,000円以下) 59,200円→62,200円 (3,000円増) (年収680万円以下) ※</li> </ul> </li> <li>※年収は夫婦と子ども2人の場合</li> <li>・第2子以降の保護者負担の軽減 【第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合】 (兄・姉が幼稚園児の場合) 第2子 : [0.7] → [0.5] (半額) 第3子以降: [0.2] → [0.0] (無償) (兄・姉が小1~小3の場合) 第2子 : [0.9] → [0.9] 第3子以降: [0.8] → [0.0] (無償)</li> </ul>				
2. 幼稚園教育内容・方法の改善充実	20	36	16	1. 幼稚園教育理解推進事業(新規) 36百万円 ※前年度限りの経費 20百万円
3. 幼児期からの「人間力」向上総合推進プラン	76	82	6	1. 幼児教育の改善・充実調査研究 76百万円→82百万円
4. 私立幼稚園施設整備費補助	1,108	1,097	△11	※平成20年度1次補正予算 1,425百万円 平成20年度2次補正予算 964百万円 ※公立幼稚園施設整備費については「安全・安心な学校づくり交付金」の内数 74,867百万円→75,068百万円
5. 認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業(新規)	0	—	—	※平成20年度補正予算で前倒し計上(金額は、文科・厚労合算額) ・平成20年度1次補正予算 2,147百万円 ・平成20年度2次補正予算「安心こども基金(仮称)」(1,000億円)の内数
6. 私立高等学校等経常費助成費等補助(幼稚園分)	33,438	33,533	95	
(ア) 一般補助	26,107	26,196	89	
(イ) 特別補助	7,331	7,337	6	1. 子育て支援推進経費 4,625百万円→4,617百万円 2. 幼稚園特別支援教育経費 2,706百万円→2,720百万円

**専修学校関係予算(案)**

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として、地域の人材養成に大きな役割を果たしており、雇用情勢の変化やフリーター・ニート問題などから、キャリア教育・職業教育への関心が高まる中、その役割はますます注目されてきています。

二十一年度予算案についても、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実を図るなど、引き続き専修学校教育の振興に努めていくこととしています。

生涯学習政策局では、一二億九、九〇〇万円を計上し、専修学校の職業教育機能を活用した若者等の就職困難者に対し就業能力の向上を支援する事業や、留学生の日本での就職・生活を支援する事業などを新規に実施するとともに、高校生等に対する多様な職業体験の機会の提供や、教育力・基礎力の向上など社会的要請の高い課題に対応する教育方法等の重点的な研究開発など、引き続き専修学校の教育内容等の充実を図ることとしています。

このほか、教育装置・情報処理関係設備等について必要な経費を計上しています。  
二十一年度専修学校関係予算(案)における主な事業の概要については表3のとおりとなっています。

表3 平成21年度 専修学校関係予算額(案)の概要

(単位:百万円)

事 項	20年度 予算額	21年度 予算額(案)	比較増 △減額
1 専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規) 若者等を対象に、専修学校の持つ職業教育機能を活用した実践型教育プログラムを実施し、多様な学習機会の提供と高度職業専門人の育成を図り、就業能力の向上を図る取組を推進する。	—	540	540
2 専修学校留学生総合支援プラン(新規) 将来の労働力の確保等のため、専修学校における留学生に対し、支援体制の構築を図り、日本での就職に必要な知識・技術等の向上を目的とした学習機会を提供するとともに、雇用機会の拡大を図る取組を実施する。	—	133	133
3 専修学校教育重点支援プラン(拡充) 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。	417	459	42
4 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン 高校生の自主的な進路選択など、若年者の職業意識の涵養を図るため、高等学校と連携した意識啓発のための職業教育を実施する。	147	147	0
5 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導	21	21	0
6 私立学校施設整備費補助金 ・専修学校大型教育装置整備費補助 専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。	294	294	0
7 私立大学等研究設備整備費等補助金 ・専修学校情報処理関係設備整備費補助 専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。	931	931	0
8 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	13	12	△1
9 国費外国人留学生制度 専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。	796	772	△24
(前年度限りの経費)	728	—	△728
計	3,347	3,309	△38
○ 日本学生支援機構奨学金事業 教育負担の軽減を図り、学生が自立して学べるようにするための育英奨学事業の充実。	119,803	122,447	2,644

# 平成二十一年度 融資事業の「案内」

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。

事業団融資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資産等を原資とする公的な融資制度です。

①長期  
事業団融資の特長は次のとおりです。

\*施設整備への融資は、据置期間を含めて最大二十年です。

②固定金利  
\*償還完了まで契約時の金利です。

③元金均等償還  
\*償還の進行に応じて確実に元金が減少します。

今月号では、前年度からの変更点を中心に、平成二十一年度の融資事業についてご案内します。

### 融資事業の計画

二十一年度の融資計画額は前年度と同額の六〇〇億円です。

融資の対象となる主な事業は、次のとおりです。

- ・ 校舎、園舎等の建築、校地、園地の買収（一般施設費）
- ・ 校教具、機器備品の購入（教育環境

### 整備費）

・ 災害により被害を受けた施設の復旧（災害復旧費）

・ 公害防止のための施設整備（公害対策費）

・ 寄宿舎等の建築、障害者の利用のための改修（特別施設費）

融資費目ごとの計画額、融資金利等は下記の一覧表をご覧ください（融資金利は毎月見直しをします）。

### 融資事業の変更点

一般施設費の次世代型学校施設整備事業に「温暖化対策事業」を新設します。

次世代型学校施設整備事業の要件のうち、「地球環境保護に配慮した施設」を

温暖化対策事業に特化し、項目立てするものです。対象となる事業は、国等から

温暖化関係の補助金の交付を受ける事業で、融資額の上限は補助金と同額以内です。

そのほか、大学等の建築基準単価の改定（平米当たり一八七、九〇〇円→一九〇、五〇〇円）を実施します。

### 利子助成制度の拡充

築三十年以上の老朽校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六

表. 平成21年度融資事業計画（案）

融資費目	事業内容	21年度 計画額 (案) 百万円	融資金利（参考）※	
			20年以内 (うち据置 2年以内) %	10年以内 (据置年数2年 以内含む) %
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	53,700	1.9	1.4
	②校地等買収、造成事業			
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業に係る施設の整備事業		1.6	
	④次世代型学校施設の整備事業		1.7	
	⑤温暖化対策のための整備事業		1.6	
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業		1.6	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	4,000	2.0	1.5
	②障害者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.6	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.2	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.6	—
教育環境整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,100	1.0	5年6か月以内 (うち据置6か月)
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		1.4	10年以内 (うち据置2年)
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		1.1	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金			
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		1.0	5年6か月以内 (うち据置6か月)

※1. 融資金利は平成21年3月1日現在のものです（金利は毎月見直しています）。  
 ※2. 一般施設費のうち、6年金利は1.2%です。  
 ※3. 一般施設費のうち、沖縄県に所在する学校（専修・各種学校を除く）の施設整備事業の融資金利は1.6%（返済年限22年以内）です。

年以前の建物)の校舎等の建替事業に本事業団の融資を利用されると、本事業団への初回の利払いから十年間にわたり文部科学省から利子助成(私立学校施設高度化推進事業補助金)が受けられ、法人の金利負担が軽減されます。

対象となる学校は、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校です。

二十一年度及び二十二年度の新規融資について、利子助成制度が拡充されます。現行、法人負担金利は大学等で一・〇%、高等学校等一・五%です。これが、大学等〇・五%、高等学校等一・〇%となります(融資金利が二・六%を超える場合、利子助成率は大学等一・六%、高等学校等一・一%で固定されるため、法人の負担金利は変わります)。

老朽校舎等の建替事業を事業団融資と利子助成制度が強力にご支援します。



融資要件、事務スケジュール等融資事業の詳細については、左記までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
 融資部 融資課  
 ☎〇三(三三三〇)七八六二七八六七  
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

利子助成制度の概要

【現行】

(例) 融資金利2.0%でお借り入れの場合の**法人負担金利**

大学等	1.0%
(融資金利2.0% - 利子助成率1.0%)	
高校等	1.5%
(融資金利2.0% - 利子助成率0.5%)	



【21・22年度】

(例) 融資金利2.0%でお借り入れの場合の**法人負担金利**

大学等	0.5%
(融資金利2.0% - 利子助成率1.5%)	
高校等	1.0%
(融資金利2.0% - 利子助成率1.0%)	

※利子助成期間は本事業団の融資を受けた時点から10年間です。

※本事業団の融資金利が2.6%を超える場合は、利子助成率は1.6%(高校1.1%)で固定されます。

※大学等とは、大学、短期大学及び高等専門学校、高校等とは高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び特別支援学校です。

「自己診断チェックリスト  
 《大学・短大編》平成二十年度版」のホームページ掲載について

「学校法人活性化・再生研究会」最終報告(平成十九年八月公表)に掲載した「自己診断チェックリスト」のデータを更新し、新たに財務バランスが一目でわかるレーダーチャート(下図)等を添付したものをホームページに掲載しましたので、お知らせします。(http://www.shigaku.go.jp/checklist20.pdf)

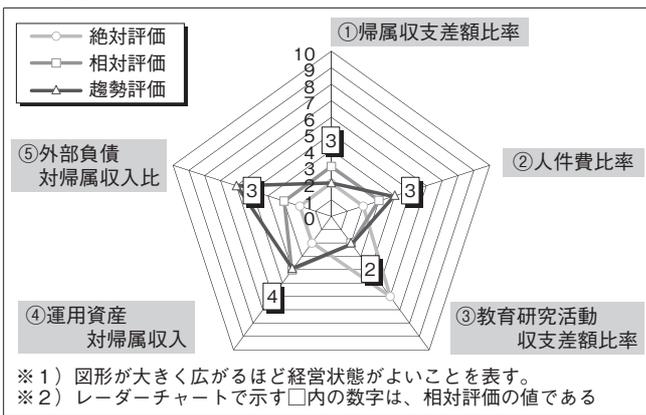
本チェックリストは、経営悪化の兆候を早期発見できる、いわば学校法人の「健康診断書」を指して作成したものです。評価項目としては、主要な財務指標(帰属収支差額比率、人件費比率等)のほか、これら指標の悪化要因となる項目(志願倍率、教員一人当たり学生数等)及び管理運営等の定性的な項目も対象としています。

また評価の方法は、絶対、相対、趨勢評価と三つの視点を設けることで、多角的に評価できるようにしています。これにより例えば、「(運用資産は)平均以上保有しているが、本学園の施設設備計画等から算出した目標値には達していない」、「(入学生員充足率は)改善傾向にあるが、全体との比較では低い数値である」などの視点を変えた評価が可能となります。

本チェックリストを参考にし、今後経営改善を行ううえで、どこから手をつ

けるべきなのかなど、法人内での経営課題への共通理解を得て、学園一体となった経営改善につなげていただければ幸いです。なお本チェックリストは、ひとつの参考例ですので、各学校法人の実態に合わせて適宜修正を加えたいうえで、ご利用いただくことをお勧めします。

図 レーダーチャート



問い合わせ先(私学振興事業本部)  
 私学経営情報センター 経営支援室  
 ☎〇三(三三三〇)七八二九七八三二  
 Eメール shien@shigaku.go.jp

## 平成二十一年度における保健事業の見直し(予定)

二十一年度の事業計画において、保健事業の一部を見直すこととしましたのでお知らせします。

れ、がん検診は検査項目に含まれていませんので、特定健診とともに郵送検診を並行してご利用することをお勧めします。

### 1 郵送検診事業 (二十一年四月から)

がんは、様々な角度から総合的に検査して早期発見することが重要です。しかし、多くの方は時間的・経済的な理由により定期的ながん検診を受けていないのが現状です。郵送検診事業は、高額な費用をかけずに手軽な方法で実施できるメリットがあり、検査結果もある程度の指針を示すことが可能です。

昭和五十六年以降、死亡原因の第一位はがんであり、一生涯にがんにかかる可能性は、男性は二人に一人、女性は三人に一人とされています。胃がん、子宮がんの死亡率及び罹患率は横ばいですが、食生活の欧米化等により、肺がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんについては増加傾向にあるなど、がんの種類にも変化が見られます。

私学事業団では、全国どこからでも、自宅でごく少量の検体を採取して郵送するだけで、手軽にご自身の健康管理に役立てられる郵送検診事業をさらに充実させることとしました。

二十年度から開始された特定健康診査事業は、生活習慣病の予防に重点が置か

### 見直し内容

- ①検査項目  
三項目を五項目に拡大  
従来の大腸がん・肺がん・子宮頸がんに加え、新たに胃がん・前立腺がんの検査も対象となります。
- ②利用回数  
年度一項目限定を五項目に拡大  
ただし、同一検査の重複利用はできません。

※利用金額に変更はありません(一項目につき五〇〇円)。

利用対象者：三十歳以上の加入者、被扶養者及び七十五歳以上で引き続き私学に勤務している教職員  
※お申し込み方法等の詳細は「私学共済ブック2008」〔保健・宿泊編〕をご参照ください。

### 2 出産祝品等の贈呈事業

(二十一年四月対象分)

国の少子化対策に沿った事業の意義を勘案して贈呈品の品質を向上させ、加入者ニーズに応じた商品構成に見直します。

また、長期療養者見舞品及び災害見舞品についても同様に見直します。

## 七十五歳以上で引き続き私学に勤務している教職員に対する保健事業の実施について(予定)

平成二十年四月一日から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が導入されたことに伴い、私学共済制度の加入者は七十五歳を迎えると、後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、本事業団の短期給付や保健事業の適用を受けることができなくなります。

本事業団では私立学校に引き続き勤務している教職員の方の予防医療等の事業として、当分の間、次の健康の保持増進に関する保健事業を適用することとします。

### 1 対象者

長寿医療制度の被保険者で、引き続き私学に勤務している教職員  
※ただし丙種校(長期給付のみ適用校)の教職員及び七十五歳以降に新たに又は再び私学に勤務することとなった教職員は対象とはなりません。

### 2 利用できる保健事業

- 人間ドック利用費用補助事業
- 郵送検診事業
- 健康増進宿泊施設利用補助事業
- 厚生施設利用費用補助事業

### 3 実施時期

二十一年四月一日(二十一年四月一日以降の利用分対象となります)。

- 各ガーデンパレス(京都を除きます)共済業務課が実施する地域保健事業(健康に関する講演会等)
- 「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕」及び加入者向広報「共済だより」レターへの配付

### 共済業務に関する電話での相談サービス

受付時間 月曜日から金曜日まで  
(年末年始及び祝日を除く)  
9:00~17:15

広報相談センター相談室	☎03 (3813) 5321 (代表)
共済業務課	札幌ガーデンパレス ☎011 (222) 6234 (直通)
	仙台ガーデンパレス ☎022 (299) 6231 (直通)
	名古屋ガーデンパレス ☎052 (957) 1388 (直通)
	大阪ガーデンパレス ☎06 (6393) 9701 (直通)
	広島ガーデンパレス ☎082 (262) 1134 (直通)
福岡ガーデンパレス ☎092 (752) 0651 (直通)	

電話番号をお間違えないようお願いします。

平成二十一年度の掛金率（見込み）

共済業務

平成二十一年度の掛金率は、介護分掛金率が二十一年二月九日現在未確定ですが、介護分掛金率を〇・八四六%と見込むと表のとおりとなります。確定分は、学校法人等あて通知文や私学共済事業ホームページでお知らせするとともに、本誌四月号に掲載する予定です。

表 平成21年度の掛金率（見込み）

①40歳以上65歳未満の加入者 ( ) 内は20年度の掛金率 (%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	0.846 (0.833)	0.08	0.12	7.566 (7.553)	12.230 (11.876)	0.08	0.12	12.430 (12.076)	19.996 (19.629)
乙種加入者等(注)	6.52	0.846 (0.833)	0.08	0.19	7.636 (7.623)	—	—	—	—	7.636 (7.623)
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.230 (11.876)	0.08	0.19	12.500 (12.146)	12.500 (12.146)
任意継続加入者	6.52	0.846 (0.833)	0.08	0.12	7.566 (7.553)	—	—	—	—	7.566 (7.553)

②40歳未満及び65歳以上の加入者 ( ) 内は20年度の掛金率 (%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	12.230 (11.876)	0.08	0.12	12.430 (12.076)	19.150 (18.796)
乙種加入者等[注]	6.52	—	0.08	0.19	6.79	—	—	—	—	6.79
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.230 (11.876)	0.08	0.19	12.500 (12.146)	12.500 (12.146)
任意継続加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	—	—	—	—	6.72

[注] 乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者。  
 ◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については、加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。  
 ◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

**1 短期掛金率**

①介護分掛金率の改定（見込み）  
 介護分掛金率は、介護納付金に関する厚生労働省告示により算出される「私学事業団が納付すべき介護納付金」をもとにして算定されています。  
 例年は二月初旬の告示をもとに、二月に開催される共済運営委員会にて介護分掛金率改定の了承を受け、三月号でお知らせをいたしました。  
 今年は告示が例年より遅れていることから、二十一年度の介護分掛金率については、昨年と同様告示が示され次第、共済運営委員会の了承を得て確定し、学校法人等あて通知文や本誌四月号、私学共済事業ホームページでお知らせします。  
 なお、昨年十二月の厚生労働省からの事務連絡による数値に基づき算定すると、二十一年度の介護分掛金率は、現行の〇・八三三%が〇・八四六%（〇・〇一三%引き上げ）程度となる見込みです。

②短期給付分掛金率の据え置き  
 短期勘定の今後五年間（二十一年～二十五年）の収支推計を行った結果、高齢化による後期高齢者支援金等や医療給付費の増加に伴い、二十一年度から毎年度当期総利益はマイナスとなります。  
 このマイナスに対しては、現在保有している積立金を一部取り崩すことにより補うことができると見込まれるため、二十一年度の短期掛金率のうち短期給付分は、現行の六・五二%に据え置くこととします。

**2 長期掛金率**

長期給付分掛金率は、共済規程により毎年〇・三五四%ずつ引き上げることになっており、二十一年度は一二・三三〇%となります。

◎事務費分及び福祉事業分掛金率の改定はありません。

# 貸付金を即時償還する際の 払込取扱票が変わります

これまで、貸付金を即時償還する際の払込取扱票は、最終償還期限までの償還額を記載した一枚だけを送付していましたが、今後は、経過利息が異なる償還額ごとに払込取扱票を複数枚発行し、即時償還通知書に同封します。

## 1 即時償還と経過利息

即時償還の償還期限は、資格喪失や即時償還すべき事由を私学事業団が確認し、「即時償還通知書」を交付した日から六十日後になります。一方、貸付けの規則では、利息を月単位（月利）で賦することとしていますので、償還額を早めに払い込むと経過利息の負担が軽くなります。

## 2 即時償還の通知と償還金の払い込み

借受人が即時償還に該当すると、次の①②を所属する学校法人等あてに通知します。

- ①借受人あて  
・「即時償還通知書」（様式第九号）
- ②学校法人等あて  
・「貸付金異動確認通知書」  
（「即時償還通知書」の学校控え）

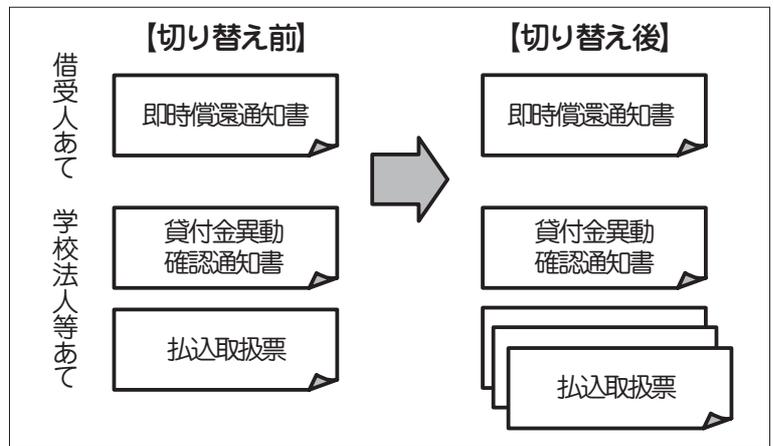
・「貸付金償還等通知書（払込取扱票）」  
（様式第十号）

「即時償還通知書」と「貸付金異動確認通知書」には、最終償還期限までの経過利息が異なる償還額を払い込みの期日ごとにすべて明記しています。学校法人等は払込日に応じた償還額を金融機関に払い込んでください。

## 3 払込取扱票の複数枚発行

従来、払込取扱票は、最終償還期限の償還額を記載したものを一枚だけ送付していましたが、通知後早い時期に払い込む場合は、金融機関の窓口で払込金額を訂正していただいていたました。しかし、金融機関窓口の本人確認事務が強化されたことから、払込取扱票の記載内容を訂正することが難しくなり、金融機関窓口での払込手続きが煩雑になっていました。

そこで、償還期限までの間、払込日に



よって償還額が異なる即時償還の場合に限り、「即時償還通知書」や「貸付金異動確認通知書」の内容に合わせて、複数枚の払込取扱票を送付することになりました。

## 4 払込取扱票の使用上の注意

- ①同じ貸付種別の即時償還の払込取扱票が複数枚同封された場合でも、払い込みに使用するのはいずれか一枚です。
- ②払込日により償還額が異なりますので、「貸付金異動確認通知書」をよく

確認し、償還額（使用する払込取扱票）を間違えないようにしてください。

③ 払込額が償還すべき額を超過したときは、過償還額として学校法人等の口座に返金します。

④ 払込額が償還すべき額に満たないときは、償還金の入金手続きを保留し直ちに学校法人等に通知しますので、速やかに不足額を払い込んでください。また、この場合は不足額が払い込まれた日をもって不足利息や延滞金の計算をすることになります。

⑤ 複数の種別の貸付けを利用していた場合は、払込取扱票も貸付種別ごとに作成しますので注意してください。

⑥ 即時償還額として通知した額以外の金額で払い込むことはできません。何らかの事情で払込取扱票の訂正が必要な場合は、あらかじめ本事業団に相談のうえ、払込取扱票の再発行を受けてください。

## 5 切り替え日

平成二十一年四月一日以降に通知する即時償還から、払込取扱票を複数枚発行します。それまでの間は、従来どおり最終償還期限までの償還額を記載した払込取扱票一枚だけを送付します。

なお、二十年度末の事前受付手続きまで資格喪失した借受人の即時償還については、切り替え後の複数枚発行した払込取扱票で通知します。

## 採用時の 手続き

### 加入者の資格取得

教職員を採用したときは、採用の日から十日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者であつても資格取得の報告は必要です。

なお、四月一日採用予定者は事前受付をご利用ください(本誌二月号参照)。

### ■提出する書類

#### (1) 資格取得報告書

##### ① 新規資格取得

初めて私学共済制度加入校に勤務する人

##### ② 継続資格取得

前任校(私学共済制度加入校)を退職した日又はその翌日に後任教で加入者になる人

##### ③ 再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、一日以上の期間を空けて再び加入者になる人

※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属している学校で「資格取得報告書」を提出してください。

#### (2) 所属学校等変更報告書

同一法人内の別の学校に異動になった人  
※複数の学校を有する同一法人内で所属に異動があつた場合は、必ず「所属学校等変更報告書」を提出してください。

### ■記入上の注意

#### (1) 報告書の氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・カタカナ欄↓カタカナで記入し、氏と名の間にスペース(一字)が必要です。  
・漢字欄↓漢字・カタカナ又は大文字のアルファベットで記入し、氏と名の間はスペース(一字)が必要です。  
・氏と名の間のスペースは、一か所のみとなります。

#### (2) 報告書の住所欄

必ず都道府県名から丁目、番地等まで記入してください。

#### (3) 基礎年金番号の記入

私学事業団では、提出された「資格取得報告書」の基礎年金番号に基づき、加入者情報を社会保険業務センターに提供します。基礎年金番号の記入がない場合や氏名等のフリガナが一字違つていても新規に基礎年金番号が付番され、二重に番号が付番されてしまいます。また、同一人と思われる人がいる場合は、付番済みの疑いがあるとして、社会保険業務センターから加入者あてに「基礎年金番号照会(回答)」が送付されます。  
この回答をしなかった場合は、加入者の取得情報をはじめ、その後の異動処理

(氏名・住所変更・資格喪失等)についても社会保険業務センターでは収録されないため、国民年金第一号被保険者の資格が喪失されなかったり、将来年金請求の手續きが複雑になることがあります。  
「資格取得報告書」には、必ず加入者に基礎年金番号を確認のうえ記入し、基礎年金番号通知書等基礎年金番号が分かるものの写しを添付してください。

また、「資格取得報告書」に基礎年金番号の記入がない場合(無に○がある場合を除きます)は、確認通知書に「基礎年金番号追加報告書」を同封しますので、記入して提出してください。

### ■任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し提出してください。

学校法人等は、「資格取得報告書」(再資格取得)の余白に「任意継続加入者資格取得」と朱書きし提出してください(被扶養者がいる場合は、次項参照)。

### 被扶養者の認定

加入する際に被扶養者がいるときは「被扶養者認定申請書」に、戸籍謄本など加入者との続柄を確認できる書類や所得証明書など扶養の事実を証明する書類を添付して、必ず資格取得日から三十日以内に提出してください。

継続資格取得の場合は、被扶養者に変更がなければ申請は不要です。

やむを得ず添付書類が整わないときは、認定申請書に添付書類が整わない理由書を添えて送付してください。受け付け後、書類不備で返送されますので、添付書類が正しい次第一括して再提出ください。

なお、資格取得日から三十日を過ぎて申請した場合は、その申請が本事業団で受理された日(発信日が確認できる場合はその日)が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

「被扶養者認定申請書」が添付書類の不備で返送された場合、資格取得により交付された加入者証には被扶養者の氏名が記載されません。認定終了後に新しい加入者証を交付いたします。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校番号までを記入してください。

### ■被扶養者認定申請時の添付書類

(1) 認定に必要な添付書類については平成二十年版「事務の手引」一三五頁から一三八頁を参照してください。

(2) 被扶養者のいる私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得し、引き続き被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続からの再取得」と任意継続時の加入者番号を朱書きすることで、添付書類を省略できます。

(3)他の被用者保険制度（国民健康保険を除く協会けんぽ、健保組合、共済組合等）から、引き続き資格取得する場合  
 ①他の被用者保険制度で被扶養者に認定されていた配偶者のみ又は配偶者と子を引き続き被扶養者として申請する場合は、戸籍謄本や所得証明書等に代えて、保険証の写し又は資格証明書等でも取り扱います。

②子だけが被扶養者に認定されていて、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養の確認のため、加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明と配偶者の年収見込証明又は前年の源泉徴収票が必要になります。

※被扶養者が加入者と離れた場所で生活する場合は、遠隔地被扶養者証を交付しますので、「遠隔地被扶養者証交付申請書」を提出してください。

■国民年金第三号被保険者の届け出

六十五歳未満の加入者が二十歳以上六十歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（二号該当）届」を、「被扶養者認定申請書」と同時に提出してください。

加入者証が届く前に  
 保険診療を受けるとき

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者として認定された場合

学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（事務の手引）八七頁参照）を交付することができます。加入者番号等は共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課にお問い合わせください。

(2)加入者番号が未決定の場合

医療機関の窓口でいったん全額自費負担していただくことになります。この場合、診療に要した費用のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として現金給付されますので、「診療報酬領収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費請求書」に添付して請求してください。

継続資格取得者の福祉事業

■積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開することができます。

■積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となりますので、手続きは必要ありません。

なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合は、積立共済年金

加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

■貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付

住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得した場合は、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます（事務の手引）九三四頁参照）。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人が前任校から退職手当等が支給される場合は、前任校は住宅貸付の未償還額を支給額から控除し、即時償還しなければなりません。

なお、前任校の退職手当等で全額償還できない場合や、同一県内の退職金財団加盟校間の異動などの事情で退職手当等が前任校から支給されない場合、継続資格取得した後任校で定期償還を続けることができます。借受人は、前任校と後任校を通じて、次の手続きをしてください。

- ①前任校の手続き
  - イ 前任校の資格喪失報告を確認すると、本事業団から「即時償還通知書」と「払込取扱票」が送付されます。
  - 前任校の退職手当等の額が、即時償還額より多い場合は、イにより償還額を払い込んでください。後任校での償還はできません。
- ハ 退職手当の額が即時償還額よりも少

ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明」（書式は任意、要学校印）を作成し、イを添付し、提出してください。支給額に應じて即時償還額を通知しますので、償還額を控除して、学校法人等が払い込んでください。

- 二 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が支給されないときは、「退職手当引継証明」（退職手当を後任校に引き継ぐ旨を記入したもの。書式は任意、要学校印）にイを添付し、提出してください。
- ホ その他の事情で退職手当が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意、要学校印）にイを添付し、提出してください。

- ②後任校の手続き
  - イ 次の書類を作成し、提出してください。
    - ・「異動報告書」
    - ・「退職手当引当承諾書」
    - ・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合。未適用者の新たな申し出は不可）
  - 異動報告を確認すると、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。なお、この際に、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額等の提出を受け、後任校が払い込んでください。

## 医療保険 年金保険 介護保険のあらまし

医療保険	制 度	国民健康保険	全国健康保険協会管掌健康保険	組合管掌健康保険	船員保険	共済組合	
	管 轄	市区町村	全国健康保険協会	健康保険組合 (大規模事業者等が設立)	社会保険庁	各公務員の共済組合 私学事業団	
	適 用	自営業者等	民間会社等の従業員	民間会社等の従業員	船員	公務員	私学教職員

※全国健保協会管掌健康保険は、政府管掌健康保険に代わる医療保険として平成20年10月に設立されました。

《医療保険には退職者や高齢者を対象とした別枠の制度や財政調整の仕組みがとられています》

**退職者医療制度** ⇒学校や会社を退職した年金者と扶養家族のうち65歳未満の方が適用されます。制度は加入者自身の保険料と被用者保険からの拠出金で賄われています（\*この制度は平成20年4月の高齢者医療制度の創設に伴い廃止される予定となっていますが、経過措置によりしばらくの間存続します）。

**前期高齢者医療制度** ⇒65歳から74歳までの方を対象に被用者保険と国民健康保険間での費用の財政調整を行う制度です。

**後期高齢者（長寿）医療制度** ⇒75歳以上（65歳以上75歳未満の一定の障害者を含む）の高齢者を対象。制度は加入者自身の保険料10%と公費負担50%、各医療保険制度40%の負担により費用が賄われています。

年金保険	制 度	国民年金	厚生年金	共済組合（3つの制度があります）		
	管 轄	社会保険庁	社会保険庁	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私学事業団
	適 用	自営業等	民間会社等の従業員	国家公務員	地方公務員	私学教職員

○20歳以上60歳未満の被用者は、厚生年金や共済組合に加入すると同時に国民年金にも加入します。

○基礎年金番号制度（平成9年1月導入）により一人一人に基礎年金番号が付けられます。この番号は再就職などで加入する制度が変わっても変更されることなく、同じ番号で加入経歴などの記録が管理されます。

○年金給付は老齢年金（国年、厚年）又は退職年金（共済）、障害年金、遺族年金の3種類で、給付形態は基礎年金（定額）部分と給与比例部分の2階建てが基本です。なお、共済年金には職域部分があり3階建てとなっています。

○老齢年金又は退職年金の受給開始年齢は、原則65歳ですが、生年月日による経過措置があります。

介護保険	管轄	市区町村。要介護者を社会的に支えていく制度				
	適 用	65歳以上者は第1号被保険者となり、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者です				
	介護認定	5段階（介護認定審査会で要介護1から5を認定）				
	介護給付	第1号被保険者は要介護度に応じて介護給付。第2号被保険者は15種類の特定疾患にかかる介護給付				
	予防給付	要支援認定者に日常生活支援を給付				

○財源は、介護保険料のほか、かかった費用の1割を自己負担、残り9割を保険料と税金で賄われています。

## 社会保険と私学共済との関わり

私学共済制度と関わるのは、社会保険では、医療保険、年金保険、介護保険の三つと、社会手当では児童手当です。

**医療保険** ⇒前期高齢者医療制度、後期高齢者（長寿）医療制度、退職者医療制度を支援するため拠出金を負担しています。また、健康保険法などの法律改正により医療保険の給付等の内容が変わった場合は、それに従って短期給付の内容が変更されます。

**年金保険** ⇒加入者は基礎年金である国民年金にも加入しており、基礎年金の給付にかかる費用を拠出しています。

**介護保険** ⇒加入者のうち40歳以上65歳未満の方は介護掛金を負担しています。

**社会手当** ⇒学校（納付対象校のみ）は児童手当の拠出金を負担しています。



## 社会保険の今後 人口高齢化と医療、年金給付費の増大

平成17年	平成37年（推計）	将来像	医療・年金制度の見直し ↓ 私学共済制度に大きな影響
人口 1億2800万人 65歳以上 2580万人 医療給付費 28兆円 年金給付費 46兆円	1億1500万人（-1300万人） 65歳以上 3670万人（+1090万人） 48兆円（+20兆円） 65兆円（+19兆円）	人口の更なる減少 高齢者人口の増加 給付費の著しい増大 （負担の困難）	

# みんなの しがくきょうさい

## 私学共済制度の基礎知識 ①

共済業務

○私学共済制度は難しくよく分からないという声を聞きます。そこで、今月号から私学共済制度の基礎知識を掲載することにしました。

○第1回は社会保障全般の概要について触れることにします。

○私学共済制度は社会保険制度の一つですから、社会保障や社会保険のことを確認しておくことが私学共済制度の理解に向けた第一歩となります。

私学共済は  
社会保障の中の  
社会保険制度の  
一つです



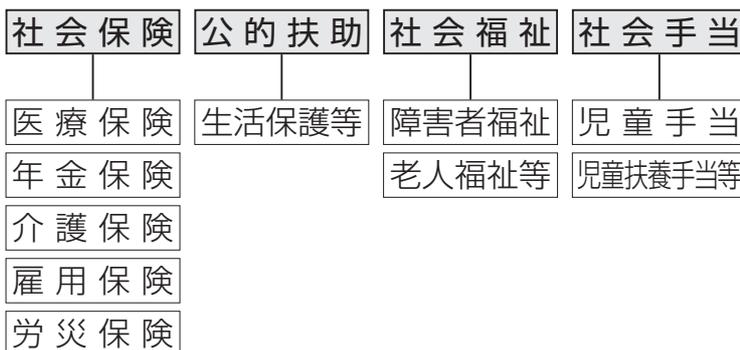
### 社会保障とは

○社会保障は、病気や老齢、死亡等によって生活上に支障が生じた場合に、国や公共団体が給付やサービスなどを行うことにより生活の安定を図るためのものです。



### 社会保障の仕組み

社会保障は4つの仕組みでできています。



#### mini memo

##### 私学共済の設立と構成

昭和29年1月1日設立  
加入校 3,400校  
加入者 50,000人  
↓  
(平成21年1月現在)  
加入校 14,000校  
加入者 490,000人

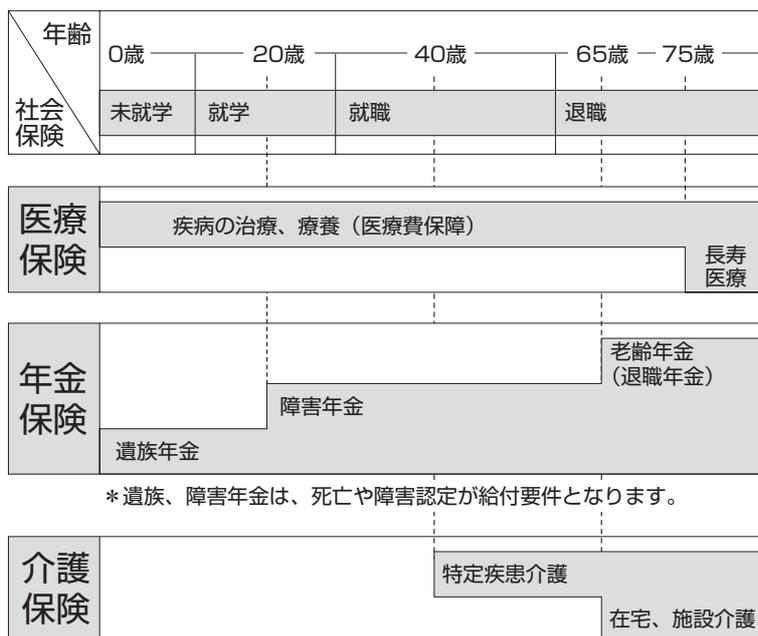
### 社会保険制度は社会保障の中心

○社会保険制度は、病気や老齢、死亡、失業などの保険事故に備えて保険料を拠出し事由が発生したときに給付を受ける制度で、社会保障制度の中心となっています。

◇私立学校に常時勤務され給与を受けられる教職員等の方々の社会保険制度は私学共済制度が適用されます。

◇私学共済制度では社会保険制度として医療保険と年金保険を扱っています。

### 年齢と社会保険制度の一般的関わり (医療、年金、介護)



#### mini memo

私立学校のうち、私学共済設立時の経緯等から私学共済ではなく健康保険と厚生年金に加入している学校もあります。

## 共済業務

〒113-8441  
文京区湯島1-7-5  
☎03(3813)5321(代表)  
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

## 資格取得・資格喪失報告書の事前受付について

平成21年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出にかかる事前受付を3月2日(月)から実施します。

加入者証等は、今年度から毎週2回の決定後に順次発送することになりました。詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

受付期間	3月2日以降
決定日	受付日から8～10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除く)

- ・受付日から加入者証等の発送までの**事務処理に概ね2週間(標準処理期間)**が必要になります。
- ・処理状況に関する電話照会は大変混み合いますので、標準処理期間中はお待ちください。
- ・3月中に加入者証が学校法人等に届いた場合でも、**4月1日以降に該当者にお渡しください。**
- ・取得時給与は誤りがないよう交通費等を確認のうえ提出してください。

## 共済定期保険の配当金の受取口座に変更があるとき

平成20年度配当金の送金は、6月下旬の予定です。20年10月1日現在の共済定期保険加入者に還元します。現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更及び金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日(金)までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

なお、期限までに変更申出書の提出がない場合は、配当金の送金が遅れるだけでなく、後期保険料の振り替えができず、脱退となることもありますので、ご注意ください。

## オランダとの社会保障協定が今月発効しました

日本とオランダ両国の社会保障制度への二重加入防止と両国の年金加入期間の通算等を目的とした社会保障協定が、21年3月1日に発効しました。

※社会保障協定の内容については、社会保険庁の社会保障協定ホームページをご参照ください。

(<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>)

なお、手続きについては直接私学事業団にお問い合わせください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

## 平成21年度任意継続加入者標準給与の上限額

任意継続加入者にかかる標準給与の上限額は、平成20年度と同額の383,000円です。変更はありません。

このため、「任意継続掛金早見表」は20年度のものを引き続き利用していただく予定ですが、21年度の「任意継続加入者用介護分掛金早見表」は、介護掛金率に変更が見込まれることから3月上旬に送付する予定です。

積立共済年金・共済定期保険・アイリスプラン  
関係書類の送付先等が変更になります

平成21年4月1日から事務処理方法の変更に伴い、「積立共済年金」「共済定期保険」「アイリスプラン」にかかる関係書類送付先及び相談電話番号が、下記のとおり変更となります。お間違えのないようご注意ください。

- ◆送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係  
☎03-3813-5321(代)

## 3月の共済業務スケジュール

	資格事前受付開始
2日(月)	掛金 1月分口座振替(自振校のみ)
	掛金 1月分納期限
	貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)
	貸付 送金
5日(木)	貸付 2月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切
23日(月)	貯金 送金
	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締切
	積立共済年金 脱退申出等締切
30日(月)	掛金 2月分口座振替(自振校のみ)
	貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金 2月分納期限
	貸付 翌月22日送金申込締切
	共済定期保険 退職・脱退申出等締切

## 4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
5日(日)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)

# INFORMATION

## 平成21年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成21年度職員採用試験を行います。  
☆受験手続き、その他詳細については本事業団ホームページにてご確認ください。

- 受験資格…昭和55年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による大学の学部を卒業した者、もしくは平成22年3月までに卒業見込みの者または本事業団がこれらと同等と認めた者。

- 採用予定人数…10名程度

- 採用予定年月日…平成22年4月1日  
(平成21年度中に採用の場合あり)

- 受験申込期間  
平成21年3月30日(月)～4月17日(金)  
(予定)

- 第一次試験(教養・作文)

平成21年5月24日(日)(予定)  
於…東京大学教養学部駒場キャンパス

- 第二次試験(第一次試験合格者に対する面接等)  
平成21年6月(予定)

### 【問い合わせ先】

#### 総務部 人事課

人事第一係 ☎03(3230)7884・85

人事第二係 ☎03(3813)9518

Eメール jinji@shigaku.go.jp

## 広報誌にかかるアンケートにご協力ください

学校法人等代表者及び学校事務担当者あてに「私学事業団広報誌にかかるアンケート調査」を本誌2月号に同封してお送りしました。アンケートへのご協力をお願いします。なお、アンケート調査書は3月中旬に共済事業本部までご送付ください。皆様のご意見をお待ちしています。

### 助成業務

〒102-8145  
千代田区富士見1-10-12  
☎03(3230)1321(代表)  
[http://www.shigaku.go.jp/s\\_home](http://www.shigaku.go.jp/s_home)

### 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成21年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後にお送りしました「償還年次表」及び後日お送りする「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、振込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

振込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みの際には次の点にご留意ください。

- ①「貸付金返済期日のご案内」に同封する「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みはご遠慮ください)。

※特に3月は約定償還月にあたりますので、遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課  
☎03(3230)7868～7870  
Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 助成業務貸付金残高証明書の発行について

助成業務の貸付金残高証明書については、貸付残高のある全学校法人に対し、平成21年3月31日現在の貸付残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付予定です。貸付残高のある法人においては、発行願を提出する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判)と返信用封筒(切手を貼付したもの)をご提出ください。

- ①20年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②20年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、20年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

#### 【会計監査人への残高証明書の発行】

会計監査人あての残高証明書は、本事業団から直接監査人に発行します。必要な学校法人は、残高証明書発行願にあたる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)と、送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した返信用封筒(表書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を併記し、切手を貼付したもの)をご提出ください。

融資部 融資課  
☎03(3230)7868～7870  
Eメール yushi@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

## 札幌ガーデンパレスのおすすめ宿泊プラン

札幌ガーデンパレスは、北海道庁・大通公園の近くに位置し、ビジネスや観光など様々なニーズに対応できるホテルです。



北海道庁旧本庁舎



札幌ガーデンパレス外観

- 全室に20インチ液晶テレビ・インターネットLAN回線（無料）を完備しています。
- 禁煙ルーム（要予約）もご用意できます。
- ホームページに、その他のお得なプランを掲載しています。

### 夫婦100プラン

年齢の合計が100歳以上となるご夫婦のためのプランです。

1泊2食 1名様 **10,000**円(税込み)

- ご夕食は館内の4店舗の中からお選びください。洋食レストラン「スピカ」、中華レストラン「赤坂四川飯店」、郷土料理「ゆきぐに」、板前和食処「蛸天庵」
- お部屋はデラックスツインをご用意いたします。

### 得とく宿泊プラン

ご朝食付きのお得なプランです。

シングル 1泊朝食 1名様 **6,400**円(税込み)

ツイン 1泊朝食 2名様 **11,800**円(税込み)

- 平成21年5月31日までのプランです。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

**Gp 札幌ガーデンパレス**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311  
 (JR札幌駅から徒歩7分)

<http://www.hotelgp-sapporo.com>

# 融資事業のご案内

## 平成21年度事業団融資のご相談お待ちしております!

◆融資金利表（平成21年3月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	1.9	1.4	1.2
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.0	1.5	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.0
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.4	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含まれます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

私学事業団融資は、  
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、  
 「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。



ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867  
 Eメール yushi@shigaku.go.jp